

事業見直しの視点(案)

平成22年度予算編成においては、聖域なく事業の見直しを行うこととし、根本から歳出の枠組みを刷新する。

その場合、以下のいずれかが乏しい事業について、見直しを行うものとする。

事業目的が妥当であるか、財政資金投入の必要性があるか。

手段として有効であるか。

手段として効率的であるか。

限られた財源の中、ほかの事業に比べて緊要であるか。 等

上記を踏まえ、以下に事業の見直しに当たっての横断的視点を示すこととする。

1. 以下のような場合、事業等の全部または一部の廃止を含めた見直しを行う。

妥当性・必要性、有効性、効率性

事業目的の妥当性・財政資金投入の必要性

事業目的が既に相当程度達成されたもの

事業目的の実現可能性、視認性に乏しいもの

- ・ 政策評価における目標設定において、アウトカム目標が設定されていないもの、設定しないことに十分な理由がないもの

事業目的が公益性に乏しいもの

- ・ 国民や社会の真のニーズを反映しておらず、国民的理解を得られていないもの
- ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移しているもの、事業実施や事業への参加を阻害する要因が存在しているもの
- ・ 事業開始後の社会情勢の変化により必要性が低くなったもの

当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要性が低いもの

個人や民間で同様の取組を期待できるため、国が直接実施すべき十分な理由がないもの

手段の有効性

目標が達成されていないもの、期待される十分な効果を発揮していないもの

- ・ 政策評価で設定した目標を達成できていないもの
- ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの

手段の効率性

コストの低い他の手段（貸付、債務保証、規制等）で代替できるもの
適切な受益者負担がなされず、国の負担が公益性の範囲内となっていないもの
国の負担が少額又は低率であり、事業効果に比して事務コストが過大となっているもの

対象が適切な範囲に重点化されていないもの、高所得者や特定の対象者に偏るなどその他の目的に照らして弊害があるもの

既存の施策、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で同じ又は類似する事業目的の取組を行っているもの

一回限りの支出について、別途何らかの予算措置がなされたもの

緊要性

事業に、妥当性・必要性、有効性、効率性が認められたとしても、緊要性が認められるかどうかを厳しく見極める必要

他の事業に比して緊要性が劣るもの

当該年度に直ちに行う必要性がないもの

2. 以下のような場合、事業の単価設定や実施方法を見直すなど事業等の効率化を図る。

規模、範囲、配分、配置の適切性

施設整備、設備配備、人員配置、立地条件等が業務内容等に照らして過大なもの

施設・設備の未使用又は使用実績が著しく低いもの

既存のストックを有効活用していないもの

単価設定等の適切性

市場の実勢、時代の趨勢、金利動向等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われていないもの

- ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっていないもの
諸外国、民間、地方公共団体等において、より少ないコストで同様の効果が得られてい

るもの

外部委託の活用によりコストを縮減できるもの

執行管理の適切性

具体的な計画の策定や進捗状況の確認など、適切な事業管理の下に効率的に実施されていないもの

年度末執行など、予算消化のための執行が見られるもの

予算と執行実績が大きく乖離しているもの

契約の見直し

随意契約とする合理的な理由がないもの

仕様等の条件、入札参加資格、入札審査項目、公告期間等が、実質的な入札参加制限や、新規参入者を不当に不利な立場に置くものとなっているもの

契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等により節減・合理化の余地があるもの

競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていないもの

人件費の適切性

国・地方を通じて、地域の民間給与水準への準拠の徹底、定員純減等を通じ、更なる抑制努力を行うべきもの

国・地方の行政機関の職員全体（自衛官、教員や検察官等を含む）等について、賃金・手当の水準や職員構成等がバランスが取れていないもの

3. 特別会計の見直し

特別会計については、上記1、2の視点に加え、以下の視点に基づき、見直しを行う

特別会計の固有の財源等により、不要不急の事業が行われているもの

一般会計の事業に比べ、過大な予算計上がなされているもの

4. 独立行政法人・国立大学法人、公益法人向け支出の見直し

独立行政法人・国立大学法人、公益法人向け支出については、上記1、2、3の視点に加え、国家公務員再就職者数に関する情報開示を踏まえつつ、以下の視点に基づき聖域なく見直しを行う。

事務・事業と組織形態の見直し等

独立行政法人等で国民にとって真に不可欠とは言えないもの
独立行政法人等で民間企業でも実施できる事務・事業にも関わらず業務を独占しているもの

不要不急な基金等を有しているもの

地方公共団体、民間企業、教育機関、他の独法等が類似の事業を行っているもの

財政支出の見直し

事務・事業の重点化が徹底されていないもの

自主財源の確保や既存財源の活用が十分でないもの

職員数のスリム化や運営費などの支出の節約等、運営の効率化が進んでいないもの

国の既存の組織で行える財政支出を独立行政法人、公益法人が行っているもの

小規模な独立行政法人等で規模の経済が発揮されていないもの

独立行政法人、公益法人からの財政支出のうち随意契約や関連公益法人との契約が多いもの

公益法人との随意契約とする合理的な理由がないもの

独立行政法人が実施している個別の事業についての評価が行われていないか公表されていないもの

5.その他

庁費、施設費、委託費についても、徹底的に見直す。